

令和7年度 優良従業員表彰応募要項

1 目 的

本表彰事業は、陸前高田商工会会員事業所において、永年同一事業所に勤続し、かつ事業の発展に貢献した優良従業員を表彰し、これまでの功績を称えると共に、今後の勤労意欲の高揚と市内商工業の振興発展に資することを目的とします。

2 表 彰 式

(1) 日 時 令和7年11月22日(土) 午前10時～午前11時30分(予定)

※進行具合により終了時間に変更となることがございます。

※式典終了後にお弁当をお渡しする予定です。

(2) 会 場 キャピタルホテル1000

住所 陸前高田市高田町字長砂60-1

電話 0192-55-3111

3 表彰の対象

(1) 陸前高田商工会の会員事業所において、勤続5年以上の従業員であること。

(2) 会員事業所が推薦され、陸前高田商工会理事会で承認された者であること。

※役員、家族従業員は対象になりません。

4 表彰の選考基準

陸前高田市内在住商工業者(商工会員)の従業員で、下記各項に該当する者のうちから特に優秀な者を選んでこれを表彰する。

いずれの場合も、勤続年数は、令和7年10月1日を基準として算出する。

(1) 陸前高田商工会長表彰

ア 勤続年数により以下の8段階表彰とする。

それぞれ同一事業所(その営業組織に変更があった場合は、同一事業所とみなす)に規定年数以上勤務し、忠実、勤勉かつ品行方正で他の模範とするにたる者。

(ア) 5年以上10年未満の勤続者

(イ) 10年以上15年未満の勤続者

(ウ) 15年以上20年未満の勤続者

(エ) 20年以上25年未満の勤続者

(オ) 25年以上30年未満の勤続者

(カ) 30年以上35年未満の勤続者

(キ) 35年以上40年未満の勤続者

(ク) 40年以上の勤続者

イ 商工会長表彰を受けた永年勤続者は、次の特別表彰を受けることができる。

(ア) 次項(2)及び(3)(以下「特別表彰」という。)の表彰対象とする。

(イ) ただし、特別表彰は、表彰対象となる従業員が一度限り受けることができる。

(ウ) また、特別表彰を受けた従業員が、特別表彰勤続基準として規定する勤続

【裏面へ続きます】

年数と同等以上の表彰を会員が要望する場合は、勤続基準に則り陸前高田商工会長表彰を受けることができる。

(2) 岩手県商工会連合会長表彰

ア 会員の従業員であって、陸前高田商工会長の表彰を受けた者。

イ 同一商工業者の下において、引き続き20年以上30年未満勤務し、勤務成績が優秀であって経営者の信頼があつこと。

(3) 全国商工会連合会長表彰

ア 会員の従業員であって、岩手県商工会連合会長の表彰を受けた者。

イ 同一商工業者の下において、引き続き30年以上勤務し、勤務成績が優秀であって経営者の信頼があつこと。

5 負担金

(1) 勤続年数 5年以上20年未満 一名につき 10,000円

(2) 勤続年数20年以上35年未満 一名につき 13,000円

(3) 勤続年数35年以上 一名につき 16,000円

6 推薦締切日 令和7年10月3日(金)

7 申込方法

(1) 陸前高田商工会長表彰

推薦書(別紙1-1)及び、調書(別紙1-2)

(2) 岩手県商工会連合会長表彰及び全国商工会連合会長表彰

表彰調書(様式2-1又は様式2-2)

必要事項をご記入の上、商工会にお申込みください。(FAX可)。なお、申込用紙は本会ホームページから印刷をお願いいたします。印刷がうまくいかない場合は、本会で準備いたしますので、ご連絡ください。

◆申込先 〒029-2205

陸前高田市高田町字荒町104番地6

陸前高田商工会

電話：55-3300 FAX：54-4714

8 負担金納付方法

表彰推薦受付後に本会から請求書を発行しますので、原則口座振込みでお願いします。

9 その他

(1) 本表彰に係る事務手続きには万全を期しておりますが、10月24日(金)を過ぎても本会より請求書等何の連絡もない場合は、お手数ですが事務局までご連絡をお願いいたします。

(2) 推薦書の個人情報、受賞者名簿の作成(参加者等へ配布、本会会報等への掲載)、従業員表彰及びこれに関する事務のみに使用します。